



市からのお知らせ

お問い合わせセンター
電話：0235-492300

案内

6月28日～7月4日は「子ども人権週間」

「友だちからいじめを受けており学校へ行きたくない」「先生や親には言えず、誰に相談していいかわからない悩みがある」など、苦しみを抱えている子どものため、相談を電話で受け付けます。また、保護者の方も相談できます。

▽相談窓口 横浜地方方法務局子ども人権110番(☎0120・007・110)▽受付時間 平日8時30分～17時15分

児童扶養手当の制度が変わります

母子家庭に支給している児童扶養手当について、8月から、支給対象に父子家庭を追加します。該当する家庭は、11月30日までに子育て支援課で手続きをしてください。

なお、所得制限・支給要件などがありますので、申請前にご相談ください。

▽支給開始は8月からです。期限内であれば、申請が8月以降でも、さかのぼって支給します。ただし、12月1日以降に申請した場合、申請月の翌月からの支給となります。なお、今年

省略していません。 ※子どもの居住地が海外の場合は、別途書類が必要です。詳細はお問い合わせください。

8月以降に父子家庭となり、期限内に申請した場合は、父子家庭となった月の翌月から支給します。

▽手当支払い日 4・8・12月の15日(支払い月の前4カ月分)。

子ども手当現況届は6月30日まで

現在、子ども手当を受けている方は、6月30日頃までに現況届を提出してください(6月中旬に市から郵送する届出用紙に必要書類を添えて提出。郵送可)。提出がない場合、6月分以降の手当が支給できなくなりますので、ご注意ください。

剪定枝や木材の出し方に注意

夏を迎えるに当たり、剪定した庭木をゴミとして出す機会が増えます。剪定後の太い幹や長い枝は、一本当たりの直径を10センチ以内、長さ50センチ以内に切断してください。また、枝類は、碎く際に支障となるガムテープ・ロープ・針金などを使用せずに、ひもなどで25センチ以内の太さに束ねてから、燃やせるごみの日に集積所へ出してください(右下図参照。基準以上の太さ・長さの物については、資源対策課へお問い合わせください)。

太すぎたり、長すぎたり

すると、焼却炉の運転を一時中断するトラブルにつながる場合がありますので、皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。なお、業者に剪定を委託する場合は、枝木の処分も併せて依頼してください。

市民まつり会場案内ボランティアサポートが必要な障がい者の方はご連絡を

海老名市社会福祉協議会 ボランティアセンターでは、7月25日開催の「えびな市民まつり」で、サポートを必要とする障がい者の方への会場案内ボランティアを行います。案内を希望する方は、同センターへお申し込みください。

光化学スモッグにご注意

風が弱く日差しが強い日は、光化学スモッグが発生しやすくなります。発生時には、屋外での運動は避けてください。体調の悪い方や子どもは、特にご注意ください。

光化学スモッグ注意報

警報が発令された場合は、市からの防災行政無線放送・えびなメールでお知らせします。

※光化学スモッグに関する情報については、大気汚染情報テレホンサービス(☎0463・24・3322)をご利用ください。また、県光化学スモッグ発令状況ホームページ(www.kerc.pref.kanagawa.jp/haturei/)もご覧ください。

環境政策課

電話：0235-49112

野外教育施設 富士ふれあいの森

直接、運動公園総合体育館・北部公園体育館の窓口で(電話での仮予約も可能ですが、各窓口で申請書の記入・施設料金の支払いが必要です)。

募集

平成23年度採用市職員

職種 ①一般事務職(上級) ②技術職(土木・上級) ③人数 ①②とも若干名 ③受験資格 ①昭和57年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方 ②昭和50年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方 ③土木技術に関する専門課程を卒業した方、または平成23年3月までに卒業見込みの方

空室状況(6月9日現在) 6月 7月 8月 9月

「高年齢生きがい教室」 遊べる・飾れる・役に立つ作品を作ります。

「下今泉コミセン講座」 「花粉症と予防対策について」

「消費生活講座」 「食品表示セミナー」

「ご寄附がとう」 敬称略